

○小口支払基金条例

制 定 平 25. 3.26 条例 1

(設 置)

第 1 条 小口の物品購入代金その他小額の経費の支払を円滑に行うため、小口支払基金  
(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の額)

第 2 条 基金の額は、70,000 円とする。

(施行の細目)

第 3 条 基金の管理その他この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。